

発議第1号

伊賀市議会基本条例の一部改正について

伊賀市議会基本条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成26年2月27日提出

提出者 伊賀市議会議員

前田 孝也

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

上田 宗久

木津 直樹

田山 宏弥

記

伊賀市議会基本条例の一部を改正する条例

伊賀市議会基本条例（平成19年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条―第10条」を「第8条―第10条の3」に改める。

第2条第2号中「市長を代表とする基礎的自治体としての伊賀市」を「市の行政事務を管理執行する機関」に改める。

第8条第3号中「会期中又は閉会中にかかわらず」を「会期中だけでなく、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合」に改める。

第4章中第10条の次に次の2条を加える。

（議決事件の追加等）

第10条の2 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

（議会決定事項への対応等）

第10条の3 議会は、市長等に対し、次に掲げる事項について、事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。

（1）本会議及び委員会において可決された附帯決議

（2）採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるもの

第23条中「検討」を「検証」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。